**鳥取力トップランナー輩出サポート事業　実施要綱**

**（趣旨）**

第１条　この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において実施する、鳥取力トップランナー輩出サポート事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

**（事業目的）**

第２条　本事業は、鳥取県内において鳥取県ならではの強みを最大限発揮して地域の活性化を図ることへの意欲に溢れる団体を支援し、県内はもとより全国に誇れる団体の育成を図ることを目的として実施する。

**（事業の内容）**

第３条　センターは、前条の目的の達成に資するため、地域活性化の取組み行う団体に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援を実施する。

1. 会議、ワークショップ等に係る費用の負担
2. 専門家招へいに係る費用の負担
3. 「とっとりプロボノ」プロボノワーカーに登録されているプロボノワーカーの派遣
4. 団体及び団体が実施するイベント等の広報
5. その他、本事業の目的の達成に資するための費用の負担

**（申請の時期等）**

第４条　本事業の申請は、センターが別に定める日までに行わなければならない。

２　本事業の申請をする者は、様式第１号による申請書に、次に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

（１）団体の定款、又は団体規約、会則

（２）団体の概要、又は活動が分かるもの（パンフレット、会報、情報誌　等）

**（審査）**

第５条　審査は審査会にて行う。

　　２　審査方法については別に定める。

**（実施団体決定の時期等）**

第６条　本事業の実施団体の決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から２０日以内に行うものとする。

　　２　本助成金の交付決定通知は様式第３号によるものとする。

**（事業報告）**

第７条　実施団体は、事業実施年度内に、様式第2号による実施報告書をセンターへ提出しなければな

　　　らない。

**（雑則）**

第８条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

**附　則**

（施行期日）

この要綱は、平成２７年６月１５日から施行する。